令和３年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第２回 定例会（第２号）

招集年月日	令和３年　６月　１日					
招集の場所	美　郷　町　役　場　議　会　議　場					
開会日時及び宣告	開 会	令和３年　６月　３日　　午前　９時３０分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
	散 会	令和３年　６月　３日　　午前１０時０５分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席１２名 欠席　０名 凡例 ○ 出　席 △ 欠　席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏　　名	出席等の別	議席番号	氏　　名	出席等の別
	議　長（１１）	佐　竹　一　夫	○	6	藤　原　修　治	○
	副議長（５）	福島教次郎	○	7	岩　根　和　博	○
	1	日　髙　　学	○	8	山　本　幹　雄	○
	2	中　原　保　彦	○	9	安　田　勝　司	○
	3	波多野康博	○	１０	籏　根　正　一	○
	4	原　克　美	○	１２	西　嶋　二　郎	○

会議録署名議員	１２番	西　嶋　二　郎	１番	日　髙　　学
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏　名	職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
	町　　長	嘉　戸　隆	住民課長	行　田　綾　子
	副町長	岸　本　建　夫	健康福祉課長	松　嶋　由　香　里
	教育長	阿　川　俊　治	産業振興課長	山　根　啓　史
	総務課長	木　川　士　朗	山くじらブランド推進課長	安　田　亮
	企画推進課長	石　田　圭　司	建設課長	永　妻　孝　司
	情報・未来技術戦略課長	佐　竹　一　輝	大和事務所長	添　谷　正　夫
	美郷暮らし推進課長	旭　林　修　範	教育課長	漆　谷　千　鳥
	会計課長	井　上　陽　生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長　井　原　武　徳 議会事務局員　大　畑　真　紀			
議　事　日　程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会　議　の　経　過	別紙のとおり			

令和３年美郷町議会第２回定例会議事日程

（第　２　号）

令和３年６月３日（木）　午前９時３０分 開会

日程	事　　件
1	会議録署名議員の指名
2	報告事項に対する質疑 報告第　１号　令和２年度美郷町一般会計繰越明許費について 報告第　２号　令和２年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について 報告第　３号　令和２年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について
3	議案質疑 【条例案】 議案第４２号　美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第４３号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 【予算案】 議案第４４号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第２号） 議案第４５号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号） 議案第４６号　令和３年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号） 議案第４７号　令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） 議案第４８号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）

	議案第４９号　令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） 【一般事件案】 議案第５０号　専決処分の承認を求めることについて 議案第５１号　専決処分の承認を求めることについて 議案第５２号　専決処分の承認を求めることについて
４	議案の委員会付託

（開会　午前　９時　３０分）

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２７条の規定により、１２番・西嶋議員、１番・日髙議員を指名いたします。

日程第２、報告事項に対する質疑を行います。

初めに、報告第１号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、報告第１号の質疑を終わります。

次に報告第２号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、報告第２号の質疑を終わります。

次に報告第３号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、報告第３号の質疑を終わります。

以上で報告事項に対する質疑を終わります。

日程第３、議案質疑を行います。

これより議案第４２号から議案第５２号までの議案について、順次質疑を行います。はじめに、議案第４２号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

２番、中原議員。

●中原議員

これは国保料の改定になるわけですが、これ、３年前にやはり、この６月定例会に条例の一部を改正する条例の制定についてという議案が提出されまして、これによって、これまで美郷町の大きな課題であったし、皆さんもですね、大きな関心を持っておられました所得に対する負担率を結果としてかなり引き下げるという措置をとられました。今回、見せていた

だきますと、その時に改定をされた２７項目ですかね、３０項目ぐらいになるかも分かりませんが、数字をことごとく引き上げに今回なってます。それで、もう一遍ですね、３年前に提案されたこの内容を今回やらなきゃいけない。確か一般会計からの支出が多くなったというご説明だったように思うんですけども、一般会計からじゃあないのかな。この提案された理由とですね、それから、これによって美郷町で大きな課題でありました所得は非常に全県で一番低いという中で、所得に対する保険料の比率が２２％ぐらいあった分をですね、確かこの改定で１０何％まで落とされた。３年前ですね。これは今回の提案の結果でどうなるのか。それから、どういう２７項目もあると、加入者のかなりの人達に変更が及ぶんじゃないかっていうように考えられるんですが、どのぐらいの人にですね、今回の改定が影響を及ぼすのかですね。その辺をちょっと説明していただければと。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

中原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。初めに保険料の引き上げについての主な理由といいますか、国民健康保険の運営につきましては、皆様から頂戴しております保険料と、その不足分につきまして、これまで基金を積み上げておりましたものを取り崩す形で補填をして運営を行っておりました。一般会計から繰り入れを行いますものにつきましては、国の方で認められたものだけとなっておりますので、運営費にあたる部分ですね。人件費、事務費、それから保険税の減免をした部分への補填といった決められたものだけが、一般会計から繰り入れをすることができます。これにつきましては、国や県から交付金がいただけることとなっておりますが、使用目的が決められたものとなっておりまして、これ以外にいわゆる保険税が不足分する部分つきまして、これを一般会計の方から繰り入れるということは、法定外の繰り入れということになりまして、これが認められていないものということになります。仮に、これを行ってしまいますと、ちょっとペナルティーが科されることになりまして、事業運営をされてます県の方へ納めます事業納付金が今よりもさらに上がってきたりということになりまして、さらにちょっと財政運営を圧迫する形となってしまいます。こういうことになりますと、通常行っております保健事業、人間ドッグですとか健診、特定健診などですね。こういったことができなくなってきましたり、皆様に給付しております葬祭費ですとか出産の一時金などが支給できないようなことで、皆様に不利益が生じる形となってしまいますので、保険税引き上げとういところちょっと心苦しいところでございますが、皆様にお願いをさせていただきたいというところでございます。それから２点目にご質問のありました保険料の負担率でございますが、議員ご指摘のとおり、平成３０年にそれまで２０％を超えておりましたものを、一時１８．７％まで引き下げ下げを行っております。平成３０度から令和２年度まで税率実態は据え置きになっておりますけれども、加入者の所得の状況ですとか、加入いただいてる方の人数、そういった要因によりまして、この割合が上下しております。令和元年度には１９．０％、昨年令和３年度は１８．３％、

今年度、現行のままの税率ですと１８．０％のところを今回の税率改定を反映させますと、１９．５％という数字になってまいります。それと最後のご質問ですけれども、この税率改定が、どれほどの方に影響が及ぶかというところですけれども、均等割、平等割部分も含めての改定になっておりますので、基本的には加入いただいている皆様に影響があります。現在、美郷町では加入世帯が６８０世帯、被保険者の数としては９７０人おられます。一応、色んなケースを想定してモデルケースでの保険料の試算を行っておりますけれども、例えば４０代ご夫婦で加入いただいていて、所得がお有りということで、軽減がない世帯の場合ですと、年税額にしまして、変更があります増額部分が年額で６８００円の増額となります。そうですね。２割軽減の世帯としまして、４０代ご夫婦に子どもさんお二人という世帯がありますけれども、こういった世帯の場合は、年税額で１万２０００円ぐらいですね。それから、５０代夫婦子ども３人で、所得によって５割軽減がかかる世帯としましては、年税額で上げ幅が４９００円。それから、１番割合としても多いんですけれども、７割軽減の世帯、例えば７０代ご夫婦年金のご生活の方ですと、年税額にしまして３９００円ぐらいの上げ幅となっております。加入の世帯が全部で６８０世帯あると申し上げましたけれども、このうち７割軽減のかかる世帯が２２４世帯、５割軽減の対象となります世帯が１１３世帯、２割軽減の世帯が８５世帯ということで、全体の６２％にあたります４２２世帯につきましては、何らかの軽減がかかるということになります。以上でございます。

●佐竹議長

２番。

●中原議員

それから、３年前の改定の時、ご苦労された応能分と応益分の負担割合ですね。これが、当時で、改定によって、応能４７％、応益５３％となると。それで、介護分ではほぼ５０対５０というふうに報告をいただいてるんですが、この部分はどうなりますでしょうか。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

応能、応益割の負担割合ということでございますけれども、これにつきましては、県の方では、応能割の方を下げて、応益割を高くということで、美郷町の方に示されている割合で言いますと、応能割が３８％、応益割が６２％という比率で、標準負担率としては示されております。議員のご指摘のとおり、平成３０年の時には５０対５０になるような設定をしておりますが、今回の改定行いました結果、応能割が４６％、応益割が５４％ということで、３％程度、応益の方に率が上がってくるという形になります。

●佐竹議長

２番。

●中原議員

応益の負担分が、割合が増えるということは、結局、医者に医療費を掛ければ掛けるほど、

負担がはね返ってくると、こういう理解でいい訳ですよね。

●佐竹議長

住民課長。

●行田住民課長

保険料の算定の根拠となりますところが、大元が医療費全体を集計した結果、県の方で、今、保険者が島根県となっておりますので、島根県全体の医療費をまず集計された結果、そこにあたる国からの公費分を除いたものについて、市町村や割当がくる形になっておりますので、応益、応能分どちらかだけに偏っているというわけではないんですけれども、全体で割当がきたものについて、各市町の方での状況に応じた負担割合というところを決めさせていただいております。

●佐竹議長

２番。

●中原議員

いいかげんにしたいとは思うんでですが、この改定を、３年前の改定は、県に管理が移管する直前だったと思うんですね。その後、県管理になってますから、これをまた戻すというのは、これは容易なことじゃないと。それから政府もですね、今、世代型社会保障とかいって、とにかく政府の負担は減らして、受ける側の国民の負担はどんどん増やす方向がずっと出てますから、県管理になったことと合わせてもう１遍これをね、美郷町の負担率の問題なんか考えて改定をしようと思っても、相当難しくなってると。制度的にですね。ほとんどできない状況になってますが、ここで一つ一つ私２７項目全部あたって見たんですが、かなり３年前の改定する前の数字に近い数字になってるんですよね。で、これを本当に今はやらなきゃならないのかどうかですね、コロナ禍で大変医療にね、対する不安が高まってると。それから所得も日本の場合は増えてないということですから、美郷町も、おそらく例外ではないと思ってですね、負担率何かもどんどん増えていく可能性になって、文字どおり払わないんじゃなくて払えない人が増えてくると。こういう状況が、ますます拡大をしていくんじゃないかという、非常に心配な改定になってるんですが、これは本当に今やらないといけないのかどうかですね。くどいようですけど、ちょっと。

●佐竹議長

番外、住民課長

●行田住民課長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。都道府県化が平成３０年に始まりまして県の方としましては、やはり一元化というところで一定の保険料率を示されたいというお考えはお持ちのようなんですけれども、各市町のご事情がというところがありまして、ある程度、今は各自治体の方で決定をするように総額の大枠の金額は示しますけれども、率につきましては各自治体でというところで進んでまいっておるんですけれども、その県の方から示されて、美郷町に示されている標準の負担料率といいますのが、おっしゃるように、平

成３０年より前の水準に近いものが示されてまして、それを平成３０年に美郷町が下げさせていただいた関係で、ここに大きな乖離が今生じております。これをこのまま、差のあるままいっておりまして、仮に県下統一の率が示された時に、急に、今度それに揃えなければいけないというか、上げなければならなくなった時に、ご負担を急激にお願いするという形になることもまた住民さんにとってよろしくないことではないかというふうに思っておりまして、ここを段階的に差を縮めていきたい。この標準の率に合わせていきたいというふうに考えている思いがあります。その１つの基準としまして、平成３０年の広域化から約５年ということで、令和５年度に向けてというところで、当時、基金の方を積立まして、そこをその間の間にこの標準率に揃えていく間、足りない部分をその基金を充てながらというところで、運営をしていくというところの計画がありましての平成３０年の改定だったというところで、今後、県で統一化されるというところを見据えたところでは、やはり、その示されている標準の料率の方へ揃えていきたいというところが一番の原因というか、主な要因でございます。

●佐竹議長

２番。

●中原議員

３年前の提案の時の最後にですね、こういう改定をしようと思えば、町民の皆さんのご理解が必要だと。それで、社会保険等をご加入の方においても、後期高齢者医療制度に加入するまでの間は、ほとんどの方が国保に加入されるということになると。したがって、国保制度は国民皆保険制度の最後の取手だというふうに、この提案説明の中でされてるんで、おそらく、これなんかも読まれてですね、おるんだと思いますが、今回の提案をですね、非常に、私が、そういうことを思うばかりでもどうかと思いますが、ご苦労されて提案されてるんじゃないかっていうふうに思ってるんですけども、ご事情は分かりましたけど、納得はできないということかと思いますんで、今日は、ここで打ち切らせてもらいます。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

ありがとうございます。国民健康保険制度、今議員さんのおっしゃるように皆保険制度の根幹をなすものでございますので、今後も持続可能な形で、事業運営を行っていかなければならないというふうに考えております。現在、コロナ禍の状況において、加入者の皆様に一定の負担をお願いするということは、非常に心苦しいことでございますけれども、町の実施していきます保健事業、検診ですとか保健指導というところによりまして、健康への指導ですとか重症化予防というところを推進していくことで、医療費の適正化も図っていきたいというふうに思っております。今後もよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

他に質疑がございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第４２号の質疑を終わります。

続きまして、議案第４３号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第４３号の質疑を終わります。

ここで、執行部から追加説明の許可を求められておりますので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

本日議案質疑の間にお時間をいただき、コロナウイルスワクチン接種の交通費助成について、ご説明させていただきたく存じます。コロナウイルスワクチン接種を実施するに当たり、以前から接種に行くための交通費助成については、住民の方々や他市町村の状況などを検案して、役場内でも検討を重ねておりましたが、一昨日の全員協議会で議員の皆様からの質疑を受け、接種の交通費助成について、改めて関係課で検討を重ねました。それにより、早急に今後の方針を取りまとめをしましたので、その結果をご説明させていただければと存じます。現在、企画推進課で実施要綱を、現在作成中ですので、現時点での事業内容となりますけれども、そこはご了承ください。その内容でご説明をさせていただきます。今回の接種に伴う交通費の助成事業は、コロナウイルスワクチン接種の接種促進のため、昨年度から、企画推進課が実施しています美郷町タクシー利用助成事業を活用し、それを拡大した形で実施する方針にしました。この対象者は、従来の対象者である自家用車での移動が困難であるもの、町内の既存の公共交通施設では、目的地までの外出が不可能な地域に居住し、タクシー利用が唯一の移動手段となるものですが、その対象者に加え、今回はコロナウイルスワクチン接種対象者が、町内の医療機関へ接種に行く際の交通手段がなく、町内のタクシーを利用する場合に限り、助成対象とするものです。そのため、利用はコロナワクチン接種の２回の接種に限り、片道４００円でのタクシー利用を可能とするものです。現在、実施要綱や申請方法など詳細については企画推進課で作成中ですが、この事業の施行は、一般高齢者の接種が開始された５月に遡及しての適用を考えています。今後、実施要綱や申請の手続が確定しましたら、その次第によって、住民の皆様にはＩＰ放送やホームページ、広報などを活用して事業の周知に努める所存です。以上、コロナワクチン接種の交通費助成についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

それでは、続きまして議案第４４号についての質疑を許します。

質疑のある方は、ページ数を示してからお願いします。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

１番、日髙議員。

●日髙議員

９ページをお願いいたします。企画費ですが、その中で委員報酬７２万円、これはどういった内容かちょっとお知らせください。それと、もう１０ページなんですが、事務業務委託１６２万円、これの内容をちょっとお知らせください。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

日高議員のご質問でございます。ここの事業費でございますが、これは活動人口の拡大の取り組みに係るところの事業費でございます。今年度第１回の定例会におきまして、町長の方から、施政方針の中で活動人口の拡大の取組についてということで、進めてまいるという形にしております。こちらの方ですが、社会情報大学院大学、ここの牧瀬先生でございますが、活動人口という概念を提唱されていらっしゃいます。この活動人口でございますが、地域に対する誇りや自負心を持ち、地域づくりに積極的に活動するものというふうに定義をされて提唱をされているということです。これは関係人口というところは、昨年度重点的に取り組んでまいったわけでございますが、その関係人口よりも一層地域と深く関わりを持っていただく、そういうよりよい関係人口、その拡大に向けた取組ということになります。今年度でございますが、その社会情報大学院大学牧瀬先生、それからそこの大学院生さんとですね、協同しながらこの活動人口拡大に向けた取り組みを進める、施策の検討をしていくということにしておりました。それに要する費用でございますが、こちらの方の活動人口の創出のためにですね、その社会情報大学院大学牧瀬先生、それから学院生の方とですね、町の方で、活動人口拡大に向けた施策の企画、立案を行っていく。それに対して、アドバイスをいただく、アドバイザー契約を締結するという形で、この事業の方を上げております。それに係るところの費用、合計でいきますと３００万という形で、それに要します報償費、事務委託費、費用弁償という内容になっております。こちらの方でございますが、当初のところで本来ならば予算計上すべきところでございましたけども、このアドバイザー契約を締結するところの事前の所要の調整というのがございました。これは、もちろん大学との調整に必要でございましたし、この学院生の方でございますが、企業の方に勤めていらっしゃるということでございますので、副業の許可等も取っていただかないといけないというところで、そういった調整に少し時間が押してしまったということで、当初予算の方の計上に間に合わなかったということでございます。

●佐竹議長

２番、中原議員。

●中原議員

新大和荘のご説明をいただいた時にですね、従来、これに委託をしていたはつらつクラブですね、これも新たに予算化をしたというふうにご説明あったと思うんですが、これは１２ページの一番下のですね、事務業務委託料３４０万円、これで読めばいいのかどうかということとですね、それから、かって、これユートピアも一緒だったと思うんですが、色々こういう在宅介護支援ですね。補助金を１５００万とか、そのぐらいの規模で計上されてたように思うんですけども、今回のこの３４０万円という積算根拠みたいなものを示してもらえばと思います。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

ただ今の中原議員のご質問でございますが、おっしゃるとおりに、１２ページの在宅介護支援費の事務業務委託料が一応先ほどおっしゃったはつらつクラブを当初はちょっとまだ調整がつきませんので、計上しておりませんので、今回の補正で計上させていただきました。まだちょっとこれの積算については、今ワイナリーホテルさんの方と調整中でありまして、今までの介護予防事業で、ユートピアと委託しておりました以前大和荘と委託しておりました介護予防事業を元に概算で今積算させていただいて、計上をさせていただいているところでございます。ですから、実際は、最終的には契約を結んで実績でお支払いはしますので、一応今までの実績上、委託費で、このくらいあればというので、とりあえずで予算計上させていただいているところでございます。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第４４号の質疑を終わります。

続きまして、議案第４５号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第４５号の質疑を終わります。

続きまして議案第４６号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので議案第４６号の質疑を終わります。

続きまして議案第４７号について質疑を許します。

質疑はありませんか。
（なしの声）
●佐竹議長
ないようですので、議案第４７号の質疑を終わります。
続きまして、議案４８号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
（なしの声）
●佐竹議長
ないようですので、議案第４８号の質疑を終わります。
続きまして、議案第４９号についての質疑を許します。
質疑はありませんか。
（なしの声）
●佐竹議長
ないようですので、議案第４９号の質疑を終わります。
続きまして、議案第５０号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
●佐竹議長
８番。
●山本議員
１１ページのですね、地方譲与税が４３２万２０００円下がっておりますが、私の認識不足かもしれませんが、こういうものは森林面積等で、ある程度決まってきてですね、そう簡単下がるもんじゃないような気がしとったわけでして、どういう形でこれは４００万も減額に予算から減額になったんでしょうか。
●佐竹議長
番外、会計課長。
●井上会計課長
１２ページの款１２地方譲与税、目で言いますと、森林環境譲与税です。４３２万２０００円の減額。こちらについては、当初、想定をしていた試算の元やっておったんですが、こちらの方の試算が甘かったということで、減額をさしてもらいました。以上です。
●佐竹議長
他に質疑がありませんか。
（なしの声）
●佐竹議長
ないようですので、議案第５０号の質疑を終わります。
続きまして、議案第５１号について質疑をします。
質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第５１号の質疑を終わります。

続きまして議案第５２号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第５２号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

日程第４、議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

先ほど質疑を終えた議案第４２号から議案第５２号までの１１件の議案につきましては、予めお手許に配布してありますとおり、議案付託表のとおり、各委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

●佐竹議長

（なしの声）

●佐竹議長

ご異議なしと認め付託表のとおり、各委員会へ付託することに決定いたしました。それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、９日水曜、定刻より開きます。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

（散会　午前　１０時０５分）